労働者派遣法第 30 条の４第 1 項に基づく労使協定に関する事項

１．労使協定締結の有無　　有

２．労使協定の有効期間　　2023 年(令和 5 年)4 月 1 日～2024 年(令和 6 年)3 月 31 日

３．労使協定対象者の範囲　労使協定の対象者は、当社が雇用して派遣就業する全ての従業員に適用する。